

第8 参 考 资 料

1 徴税用機動力調

平成30年4月1日現在

所属	区分	普通自動車	軽自動車
東	部	5 台	19 台
徳	島	3	14
吉野	川	1	4
自動車	税	1	1
南	部	0	4
西	部	0	6
税務	課	0	0
	計	5	29

2 県税収納機関数調

平成30年4月1日現在

局・庁舎等	区分	指定金融機関	指定代理金融機関	収納代理金融機関	ゆうちょ銀行 郵便局	計
東	部	45	46	102	131	324
徳	島	39	40	87	106	272
吉野	川	6	6	15	25	52
南	部	12	11	27	52	102
西	部	10	6	23	49	88
県	外	18	18	410	—	446
	計	85	81	562	232	960

3 県民の租税負担額調

区分	年度	25	26	27	28	29
国 税	税 収 入 額(千円)	140,186,109	162,714,200	169,595,042	165,202,937	172,296,000
	1 人 当 負 担 額 (円)	182,097	213,012	224,411	220,216	231,781
	1 世 帯 当 負 担 額 (円)	456,732	528,324	554,678	537,088	558,902
県 税	税 収 入 額(千円)	73,051,370	75,719,534	77,008,735	76,620,340	78,434,385
	1 人 当 負 担 額 (円)	94,891	99,126	101,899	102,135	105,514
	1 世 帯 当 負 担 額 (円)	238,004	245,857	251,865	249,099	254,429
市 町 村 税	税 収 入 額(千円)	101,587,026	104,164,358	99,092,166	99,212,538	100,677,321
	1 人 当 負 担 額 (円)	131,958	136,363	131,121	132,251	135,436
	1 世 帯 当 負 担 額 (円)	330,975	338,216	324,091	322,548	326,582
計	税 収 入 額(千円)	314,824,505	342,598,092	345,695,943	341,035,815	351,407,706
	1 人 当 負 担 額 (円)	408,946	448,501	457,431	454,602	472,731
	1 世 帯 当 負 担 額 (円)	1,025,711	1,112,396	1,130,634	1,108,735	1,139,913
人	口 (人)	769,844	763,873	755,733	750,185	743,356
世	帯 数 (世帯)	306,933	307,982	305,754	307,590	308,276

- (注) 1. 市町村税は国民健康保険料(税)を除いたものである。
 2. 人口及び世帯数は各年度10月1日現在の推計値である。
 3. 国税の税収入額は高松国税局調べによる。

4 平成29年度 利子割交付金交付状況

(単位：千円)

市町村名	交付額	市町村名	交付額	市町村名	交付額
徳島市	103,660	上勝町	309	北島町	8,876
鳴門市	20,276	佐那河内村	532	藍住町	12,173
小松島市	12,274	石井町	7,979	板野町	3,825
阿南市	24,541	神山町	1,021	上板町	3,299
吉野川市	11,217	那賀町	2,084	つるぎ町	2,113
阿波市	9,410	牟岐町	988	東みよし町	3,861
美馬市	7,900	美波町	1,598		
三好市	6,978	海陽町	1,944		
勝浦町	1,321	松茂町	5,861	計	254,040

5 平成29年度 配当割交付金交付状況

(単位：千円)

市町村名	交付額	市町村名	交付額	市町村名	交付額
徳島市	328,485	上勝町	981	北島町	28,138
鳴門市	64,085	佐那河内村	1,690	藍住町	38,591
小松島市	38,897	石井町	25,281	板野町	12,114
阿南市	77,832	神山町	3,225	上板町	10,432
吉野川市	35,491	那賀町	6,591	つるぎ町	6,685
阿波市	29,790	牟岐町	3,115	東みよし町	12,232
美馬市	25,036	美波町	5,063		
三好市	22,088	海陽町	6,156		
勝浦町	4,178	松茂町	18,543	計	804,719

6 平成29年度 株式等譲渡所得割交付金交付状況

(単位：千円)

市町村名	交付額	市町村名	交付額	市町村名	交付額
徳島市	324,730	上勝町	968	北島町	27,839
鳴門市	62,996	佐那河内村	1,673	藍住町	38,183
小松島市	38,448	石井町	24,979	板野町	11,955
阿南市	77,074	神山町	3,163	上板町	10,269
吉野川市	34,974	那賀町	6,483	つるぎ町	6,586
阿波市	29,376	牟岐町	3,048	東みよし町	12,081
美馬市	24,747	美波町	4,996		
三好市	21,773	海陽町	6,068		
勝浦町	4,104	松茂町	18,261	計	794,774

7 平成29年度 地方消費税交付金交付状況

(1) 一般財源分

(単位：千円)

市町村名	交付額	市町村名	交付額	市町村名	交付額
徳島市	2,908,527	上勝町	15,807	北島町	213,757
鳴門市	582,790	佐那河内村	18,060	藍住町	322,214
小松島市	383,623	石井町	232,265	板野町	128,624
阿南市	779,721	神山町	46,935	上板町	101,776
吉野川市	377,446	那賀町	81,567	つるぎ町	89,347
阿波市	312,854	牟岐町	41,129	東みよし町	127,648
美馬市	287,161	美波町	63,636		
三好市	271,101	海陽町	88,064		
勝浦町	48,500	松茂町	180,570	計	7,703,122

(2) 社会保障財源分

(単位：千円)

市町村名	交付額	市町村名	交付額	市町村名	交付額
徳島市	1,855,277	上勝町	11,085	北島町	161,061
鳴門市	424,083	佐那河内村	16,422	藍住町	248,460
小松島市	278,088	石井町	183,622	板野町	95,849
阿南市	523,953	神山町	38,029	上板町	86,385
吉野川市	297,540	那賀町	60,288	つるぎ町	64,055
阿波市	266,944	牟岐町	30,559	東みよし町	105,034
美馬市	218,859	美波町	50,887		
三好市	192,562	海陽町	66,608		
勝浦町	38,037	松茂町	109,095	計	5,422,782

8 平成29年度 ゴルフ場利用税交付金交付状況

(単位：千円)

市町村名	交付額	市町村名	交付額	市町村名	交付額
徳島市	34,400	阿波市	33,478	神山町	16,308
鳴門市	44,649	美馬市	10,080	上板町	3,527
阿南市	24,220	三好市	10,102	計	176,764

9 平成29年度 特別地方消費税交付金交付状況

(単位：千円)

市町村名	交付額
徳島市	101

10 平成29年度 自動車取得税交付金交付状況

(単位：千円)

市町村名	交付額	市町村名	交付額	市町村名	交付額
徳島市	121,516	上勝町	9,131	北島町	12,219
鳴門市	41,431	佐那河内村	9,712	藍住町	19,570
小松島市	20,641	石井町	18,021	板野町	16,889
阿南市	52,825	神山町	18,061	上板町	12,970
吉野川市	43,013	那賀町	18,296	つるぎ町	17,323
阿波市	48,062	牟岐町	5,094	東みよし町	20,229
美馬市	47,345	美波町	7,860		
三好市	50,664	海陽町	13,122		
勝浦町	9,546	松茂町	9,460	計	643,000

11 平成29年度 特別徴収義務者に対する交付金交付状況

(単位：円)

局・庁舎	区分	ゴルフ場利用税		軽油引取税	
		交付人員	交付額	交付人員	交付額
東	部	10	397,100	88	127,267,600
	徳島	8	313,700	83	125,422,500
	吉野川	2	83,400	5	1,845,100
南	部	2	71,300	5	1,627,600
西	部	2	62,800	3	5,859,000
	計	14	531,200	96	134,754,200

12 不均一課税及び課税免除の適用状況（減収補てん額）

(単位：千円)

年度	区分	新産区域内 不均一課税	低開発地域内 課税免除	過疎地域内 課税免除	農工地区内 課税免除	リゾート地区 内課税免除	企業立地 課税免除	地方活力向上地 域内不均一課税	計	
		不動産 取得税	不動産 取得税	事業税	不動産 取得税	事業税	不動産 取得税	事業税	不動産 取得税	事業税
55			1,744	6,519						8,743
56			4,760	12,786						17,546
57			136	5,489	205	174				6,004
58			2,588	10,353		358				13,299
59			3,251	1,884	468	106				5,709
60			19,274	15,493		108				34,875
61			1,858	38,239		261				40,358
62			38,929	9,010	3,617					51,556
63			18,355	31,870	3,830	36,632				90,687
元			4,801	42,028	1,048	23,663				71,540
2		9,443	6,173	33,138	921		645	89		50,409
3			10,085	30,728	12,060	15,518		462		68,853
4			21,481	34,145	4,062	30,888				90,576
5		39,209	8,155	16,698		59,635				123,697
6			861	13,256	38,168	27,971				80,256
7			9,098	10,140	10,305	51,437				80,980
8			24,029	12,819	21,833	59,811				118,492
9			897	495	2,973	50,725				55,090
10		30,310	616	8,430		51,912				91,268
11			6,893	3,978	1,371	1,192				13,434
12		104,294	46,931	34,832	2,937	447				189,441
13		28,913		54,143	3,347	458		124,068		210,929
14		557,806	35,469	54,419	18,964	2,063				668,721
15		38,272		17,485	5,169	1,230				62,156
16				3,117		657				3,774
17			1,893	2,122	589	2,468				7,072
18			1,900	8,252	2,179	570				12,901
19				1,692	7,927	7,103				16,722
20					2,941					2,941
21					477	119				596
22				△ 515			8,638	1,576		9,699
23					349					349
24					1,210					1,210
25					2,442			9,727		12,169
26					3,347	1,101		25,875		30,323
27						653		4,729		5,382
28								14,745		14,745
29					10,669	5,583				16,252
30						7,384		11,858		19,242

※企業立地課税免除は地域未来課税免除へ制度変更

13 平成29年度都道府県税の決算見込額調

(単位：千円，%)

区分 都道府県名	予 算 額		調 定 額		収 入 額		収 入 歩 合	
	税 額	前年比	税 額	前年比	税 額	前年比	29年度	28年度
総 額	18,304,494,752	101.6	18,658,771,344	101.3	18,396,655,434	101.6	98.6	98.3
北海道	611,748,812	101.5	625,422,427	101.4	614,165,876	101.7	98.2	97.9
青森	184,047,079	129.1	186,395,263	128.3	184,260,899	128.9	98.9	98.4
岩手	130,372,000	98.7	133,054,591	98.4	131,290,045	98.5	98.7	98.6
宮城	313,520,000	100.0	317,888,437	99.8	313,837,139	100.0	98.7	98.5
秋田	89,739,396	99.4	92,034,090	99.5	90,635,763	99.7	98.5	98.3
山形	111,400,000	102.2	113,168,859	102.0	111,756,992	102.2	98.8	98.6
福島	239,956,742	100.8	244,562,912	100.7	240,317,638	100.8	98.3	98.2
茨城	377,493,161	103.1	383,918,057	102.3	377,968,081	102.7	98.5	98.1
栃木	247,500,000	102.1	253,249,548	102.0	248,857,064	102.4	98.3	97.9
群馬	242,159,000	96.9	247,910,293	96.7	243,645,742	96.9	98.3	98.2
埼玉	780,600,000	102.7	802,038,121	101.5	784,504,124	101.9	97.8	97.4
千葉	960,930,000	103.0	992,133,216	103.0	973,004,726	103.4	98.1	97.7
東京	3,929,621,349	100.5	3,968,441,857	100.3	3,925,495,011	100.5	98.9	98.7
神奈川	1,266,737,983	103.2	1,290,658,697	102.6	1,272,313,722	102.8	98.6	98.3
新潟	265,518,000	98.3	268,403,672	98.1	265,665,454	98.2	99.0	98.9
富山	137,801,000	99.3	141,794,353	99.5	139,202,294	99.6	98.2	98.0
石川	147,682,000	100.1	152,387,170	99.6	149,821,203	100.0	98.3	97.9
福井	111,262,174	102.1	114,637,417	103.0	113,033,405	103.2	98.6	98.4
山梨	93,967,021	98.9	96,245,284	98.9	94,574,283	99.1	98.3	98.1
長野	231,427,758	100.6	234,591,508	100.4	231,697,281	100.6	98.8	98.6
岐阜	236,900,000	100.6	245,677,317	100.5	240,823,867	100.7	98.0	97.8
静岡	495,600,000	101.5	506,558,307	101.5	498,980,968	101.8	98.5	98.2
愛知	1,183,200,000	94.1	1,208,209,351	94.0	1,192,307,884	94.2	98.7	98.6
三重	240,793,000	99.9	249,837,948	101.4	246,300,072	101.6	98.6	98.4
滋賀	164,650,000	105.5	169,264,179	104.3	165,647,064	104.6	97.9	97.6
京都	288,220,000	100.8	290,940,923	102.7	287,558,539	102.9	98.8	98.6
大阪	1,491,886,000	106.9	1,514,543,494	105.2	1,499,854,889	105.9	99.0	98.4
兵庫	723,669,976	103.1	735,564,406	102.1	723,876,906	102.3	98.4	98.2
奈良	120,300,000	105.1	123,788,611	104.4	121,032,066	104.8	97.8	97.4
和歌山	92,855,000	102.3	95,445,935	102.4	93,829,268	102.7	98.3	98.0
鳥取	54,225,338	103.0	55,243,171	103.1	54,605,042	103.2	98.8	98.7
島根	67,367,172	99.8	68,297,646	99.8	67,773,644	99.8	99.2	99.1
岡山	238,114,779	102.4	241,809,684	101.2	238,324,974	101.4	98.6	98.3
広島	341,141,000	99.3	351,819,468	99.3	345,965,283	99.4	98.3	98.2
山口	174,921,514	101.5	181,501,001	102.7	179,238,192	102.9	98.8	98.6
徳島	76,100,000	101.5	79,501,335	102.1	78,434,385	102.4	98.7	98.4
香川	122,520,011	100.2	125,531,278	99.9	123,931,423	100.0	98.7	98.6
愛媛	148,000,000	102.6	149,706,046	101.9	148,118,856	102.2	98.9	98.7
高知	64,720,595	99.6	65,613,671	99.3	64,806,700	99.5	98.8	98.6
福岡	643,314,103	102.1	657,257,971	101.8	647,562,557	102.1	98.5	98.2
佐賀	84,956,000	101.3	87,243,565	101.7	86,150,325	101.7	98.7	98.8
長崎	116,562,518	102.7	118,440,743	102.6	116,904,246	102.8	98.7	98.5
熊本	165,497,855	110.5	171,807,017	110.9	169,378,414	111.6	98.6	98.0
大分	124,187,000	100.9	125,936,064	100.7	124,229,769	100.9	98.6	98.4
宮崎	98,310,000	100.6	100,543,768	100.3	99,080,519	100.3	98.5	98.5
鹿児島	148,420,415	101.6	151,393,797	101.2	149,127,230	101.3	98.5	98.4
沖縄	124,579,001	103.0	128,358,877	103.4	126,765,609	103.5	98.8	98.6

(注) 前年比及び収入歩合については、小数点以下第2位を四捨五入した。

(単位：千円，%)

区分 都道府県名	個人道府県民税(均等割および所得割)			個人道府県民税(配当割)			個人道府県民税(株式等譲渡所得割)		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
総 額	5,162,063,983	4,958,657,852	96.1	175,726,323	175,726,336	100.0	182,055,626	182,055,626	100.0
北海道	173,258,653	166,061,355	95.8	2,742,501	2,742,501	100.0	2,779,279	2,779,279	100.0
青森	35,732,052	33,828,916	94.7	456,343	456,343	100.0	407,890	407,890	100.0
岩手	36,704,226	35,503,127	96.7	493,076	493,076	100.0	571,544	571,544	100.0
宮城	83,601,118	80,192,571	95.9	1,534,785	1,534,785	100.0	1,564,051	1,564,051	100.0
秋田	26,466,711	25,345,937	95.8	430,545	430,545	100.0	403,258	403,258	100.0
山形	32,552,588	31,343,154	96.3	579,745	579,745	100.0	592,141	592,141	100.0
福島	63,887,595	60,859,827	95.3	1,271,852	1,271,852	100.0	1,202,570	1,202,570	100.0
茨城	109,431,812	104,981,498	95.9	3,010,666	3,010,666	100.0	2,990,833	2,990,833	100.0
栃木	74,288,861	70,334,766	94.7	2,004,583	2,004,583	100.0	2,129,854	2,129,854	100.0
群馬	70,585,528	66,975,266	94.9	2,033,430	2,033,430	100.0	2,084,671	2,084,671	100.0
埼玉	314,957,959	299,431,117	95.1	9,076,831	9,076,831	100.0	9,935,339	9,935,339	100.0
千葉	282,006,254	266,089,690	94.4	9,028,475	9,028,475	100.0	10,560,185	10,560,185	100.0
東京	878,448,676	847,566,345	96.5	36,718,659	36,718,663	100.0	36,966,997	36,966,997	100.0
神奈川	465,085,575	451,366,536	97.1	16,070,986	16,070,986	100.0	17,353,506	17,353,506	100.0
新潟	70,634,695	68,337,577	96.7	1,935,282	1,935,282	100.0	1,860,946	1,860,946	100.0
富山	39,041,113	37,155,898	95.2	1,319,877	1,319,877	100.0	1,340,757	1,340,757	100.0
石川	42,423,066	40,503,368	95.5	1,085,525	1,085,525	100.0	1,557,110	1,557,110	100.0
福井	28,002,310	26,645,662	95.2	901,718	901,718	100.0	942,400	942,400	100.0
山梨	28,906,822	27,733,000	95.9	742,156	742,156	100.0	805,919	805,919	100.0
長野	70,927,306	68,614,542	96.7	1,859,906	1,859,906	100.0	2,020,840	2,020,840	100.0
岐阜	74,104,327	70,705,314	95.4	2,293,649	2,293,649	100.0	2,280,389	2,280,389	100.0
静岡	146,959,029	140,537,401	95.6	4,458,869	4,458,869	100.0	5,229,235	5,229,235	100.0
愛知	350,876,190	337,714,432	96.2	14,554,928	14,554,928	100.0	14,083,723	14,083,723	100.0
三重	68,420,494	65,558,988	95.8	2,534,298	2,534,298	100.0	2,510,914	2,510,914	100.0
滋賀	53,144,003	50,927,409	95.8	1,550,322	1,550,322	100.0	1,882,539	1,882,539	100.0
京都	95,912,463	93,670,111	97.7	4,427,115	4,427,124	100.0	4,395,487	4,395,487	100.0
大阪	336,491,773	323,802,840	96.2	14,930,971	14,930,971	100.0	15,145,831	15,145,831	100.0
兵庫	223,980,191	214,274,677	95.7	10,862,764	10,862,764	100.0	10,985,299	10,985,299	100.0
奈良	49,428,877	47,616,919	96.3	2,976,522	2,976,522	100.0	2,977,915	2,977,915	100.0
和歌山	28,960,609	27,952,031	96.5	1,355,039	1,355,039	100.0	1,320,111	1,320,111	100.0
鳥取	16,085,824	15,602,619	97.0	507,642	507,642	100.0	553,379	553,379	100.0
島根	20,051,542	19,654,910	98.0	508,169	508,169	100.0	445,124	445,124	100.0
岡山	64,735,451	62,060,543	95.9	2,469,711	2,469,711	100.0	2,372,776	2,372,776	100.0
広島	108,343,446	104,151,463	96.1	3,315,960	3,315,960	100.0	3,098,394	3,098,394	100.0
山口	45,543,177	43,751,602	96.1	1,460,947	1,460,947	100.0	1,552,259	1,552,259	100.0
徳 島	23,042,990	22,249,068	96.6	1,354,664	1,354,664	100.0	1,338,506	1,338,506	100.0
香川	33,312,603	32,089,875	96.3	1,498,724	1,498,724	100.0	1,422,570	1,422,570	100.0
愛媛	41,042,809	39,832,160	97.1	1,326,049	1,326,049	100.0	1,461,153	1,461,153	100.0
高知	20,889,921	20,290,785	97.1	574,094	574,094	100.0	647,762	647,762	100.0
福岡	175,992,440	168,869,932	96.0	4,840,883	4,840,883	100.0	5,133,840	5,133,840	100.0
佐賀	23,841,199	23,150,717	97.1	491,981	491,981	100.0	500,099	500,099	100.0
長崎	38,950,846	37,588,637	96.5	787,338	787,338	100.0	812,715	812,715	100.0
熊本	49,438,294	47,507,279	96.1	1,039,404	1,039,404	100.0	1,181,347	1,181,347	100.0
大分	33,572,266	32,524,535	96.9	644,702	644,702	100.0	741,175	741,175	100.0
宮崎	29,544,066	28,469,627	96.4	510,827	510,827	100.0	595,040	595,040	100.0
鹿児島	44,185,462	42,466,725	96.1	660,629	660,629	100.0	765,876	765,876	100.0
沖縄	38,270,772	36,767,101	96.1	493,181	493,181	100.0	552,078	552,078	100.0

(単位：千円，%)

区分 都道府県名	法人道府県民税			道府県民税利子割			個人事業税		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
総 額	765,915,230	762,373,783	99.5	59,314,844	59,314,849	100.0	207,795,098	202,482,484	97.4
北海道	19,517,210	19,362,551	99.2	1,944,639	1,944,639	100.0	4,884,380	4,604,844	94.3
青森	3,920,061	3,908,042	99.7	428,747	428,747	100.0	989,736	971,889	98.2
岩手	5,040,972	5,027,648	99.7	349,467	349,467	100.0	1,249,714	1,212,102	97.0
宮城	13,332,427	13,300,946	99.8	669,059	669,059	100.0	3,387,734	3,277,785	96.8
秋田	3,122,945	3,109,253	99.6	329,792	329,792	100.0	799,378	776,492	97.1
山形	4,102,866	4,085,939	99.6	441,442	441,442	100.0	1,105,573	1,073,945	97.1
福島	8,724,787	8,658,020	99.2	605,850	605,850	100.0	2,507,625	2,359,933	94.1
茨城	13,506,353	13,446,465	99.6	1,005,558	1,005,558	100.0	3,254,088	3,119,625	95.9
栃木	11,128,959	11,091,211	99.7	675,789	675,789	100.0	2,097,591	2,046,956	97.6
群馬	11,085,868	11,056,690	99.7	755,229	755,229	100.0	2,002,822	1,932,102	96.5
埼玉	26,070,549	25,956,213	99.6	2,709,933	2,709,933	100.0	13,234,627	12,926,152	97.7
千葉	23,794,827	23,642,746	99.4	2,386,662	2,386,662	100.0	8,200,311	7,935,882	96.8
東京都	225,304,914	223,197,195	99.1	9,083,483	9,083,483	100.0	52,359,075	51,414,883	98.2
神奈川県	42,504,410	42,422,624	99.8	3,389,503	3,389,508	100.0	18,917,111	18,564,069	98.1
新潟	9,063,307	9,047,176	99.8	809,362	809,362	100.0	2,215,413	2,124,032	95.9
富山	4,883,287	4,865,204	99.6	566,631	566,631	100.0	1,275,593	1,192,153	93.5
石川	6,259,801	6,216,268	99.3	524,709	524,709	100.0	1,563,928	1,504,955	96.2
福井	3,681,243	3,660,862	99.4	451,935	451,935	100.0	931,488	900,073	96.6
山梨	4,637,741	4,612,998	99.5	344,582	344,582	100.0	1,015,611	982,689	96.8
長野	8,783,174	8,750,165	99.6	852,319	852,319	100.0	1,904,122	1,837,401	96.5
岐阜	8,277,437	8,184,878	98.9	1,100,858	1,100,858	100.0	2,711,313	2,563,767	94.6
静岡	17,961,437	17,909,811	99.7	1,818,800	1,818,800	100.0	5,769,546	5,628,639	97.6
愛知	53,784,172	53,778,973	100.0	4,349,976	4,349,976	100.0	14,038,793	13,680,973	97.5
三重	8,471,944	8,440,638	99.6	1,019,817	1,019,817	100.0	2,330,566	2,298,354	98.6
滋賀	7,259,322	7,224,495	99.5	646,708	646,708	100.0	1,446,341	1,392,147	96.3
京都	11,978,020	11,928,351	99.6	1,211,444	1,211,444	100.0	3,997,952	3,915,045	97.9
大阪	72,244,298	72,596,507	100.5	5,272,984	5,272,984	100.0	15,465,941	15,138,217	97.9
兵庫	21,723,402	21,638,064	99.6	3,080,568	3,080,568	100.0	7,278,451	7,095,640	97.5
奈良	3,609,870	3,589,852	99.4	795,055	795,055	100.0	1,395,725	1,372,961	98.4
和歌山	3,315,035	3,308,750	99.8	622,948	622,948	100.0	1,035,059	1,029,487	99.5
鳥取	2,051,945	2,049,496	99.9	284,257	284,257	100.0	470,476	457,792	97.3
島根	2,503,603	2,493,999	99.6	362,740	362,740	100.0	699,104	672,702	96.2
岡山	8,725,288	8,688,469	99.6	1,015,982	1,015,982	100.0	1,881,580	1,807,533	96.1
広島	14,151,721	14,093,622	99.6	1,619,484	1,619,484	100.0	4,008,598	3,902,394	97.4
山口	6,449,347	6,439,659	99.8	815,753	815,753	100.0	1,555,799	1,525,146	98.0
徳島	3,406,523	3,388,250	99.5	449,435	449,435	100.0	600,014	582,297	97.0
香川	5,565,009	5,535,503	99.5	653,532	653,532	100.0	898,221	880,439	98.0
愛媛	6,169,180	6,153,577	99.7	751,366	751,366	100.0	1,316,395	1,256,205	95.4
高知	2,327,165	2,321,938	99.8	491,569	491,569	100.0	830,946	820,450	98.7
福岡	25,141,162	24,995,529	99.4	1,902,142	1,902,142	100.0	7,016,148	6,806,368	97.0
佐賀	3,100,530	3,088,622	99.6	324,902	324,902	100.0	933,646	909,850	97.5
長崎	4,523,298	4,510,686	99.7	443,105	443,105	100.0	1,340,705	1,316,634	98.2
熊本	6,618,263	6,602,264	99.8	560,581	560,581	100.0	1,730,024	1,673,766	96.7
大分	4,328,132	4,291,855	99.2	391,335	391,335	100.0	1,054,832	1,020,782	96.8
宮崎	3,394,655	3,373,283	99.4	249,825	249,825	100.0	1,091,914	1,057,644	96.9
鹿児島	5,536,835	5,511,791	99.5	520,429	520,429	100.0	1,331,512	1,292,295	97.1
沖縄	4,831,935	4,816,706	99.7	234,558	234,558	100.0	1,669,576	1,626,995	97.4

(単位：千円，%)

区分 都道府県名	法 人 事 業 税			地方消費税(譲渡割)			地方消費税(貨物割)		
	調 定 額	収 入 額	収入歩合	調 定 額	収 入 額	収入歩合	調 定 額	収 入 額	収入歩合
総 額	3,995,182,031	3,991,446,401	99.9	3,597,870,874	3,597,870,874	100.0	1,137,404,720	1,137,404,720	100.0
北 海 道	113,457,427	113,062,590	99.7	110,534,230	110,534,230	100.0	21,593,872	21,593,872	100.0
青 森	25,267,650	25,252,795	99.9	60,667,629	60,667,629	100.0	1,702,135	1,702,135	100.0
岩 手	25,644,304	25,617,188	99.9	20,951,286	20,951,286	100.0	96,420	96,420	100.0
宮 城	73,615,581	73,512,119	99.9	52,710,862	52,710,862	100.0	11,259,717	11,259,717	100.0
秋 田	17,016,625	16,994,733	99.9	14,647,959	14,647,959	100.0	1,067,395	1,067,395	100.0
山 形	21,689,648	21,668,873	99.9	19,646,832	19,646,832	100.0	946,312	946,312	100.0
福 島	57,382,080	57,174,628	99.6	38,784,239	38,784,239	100.0	1,539,582	1,539,582	100.0
茨 城	82,539,364	82,340,105	99.8	50,299,479	50,299,479	100.0	15,027,059	15,027,059	100.0
栃 木	55,628,561	55,555,764	99.9	34,062,727	34,062,727	100.0	308,263	308,263	100.0
群 馬	53,220,663	53,014,108	99.6	41,694,600	41,694,600	100.0	179,297	179,297	100.0
埼 玉	136,692,838	136,517,593	99.9	113,737,548	113,737,548	100.0	447,891	447,891	100.0
千 葉	137,805,652	137,540,405	99.8	94,538,512	94,538,512	100.0	268,849,280	268,849,280	100.0
東 京	1,014,729,186	1,009,548,448	99.5	1,270,890,981	1,270,890,981	100.0	175,136,706	175,136,706	100.0
神 奈 川	254,795,857	255,001,789	99.9	168,086,192	168,086,192	100.0	115,984,753	115,984,753	100.0
新 潟	55,075,686	55,004,693	99.9	45,998,583	45,998,583	100.0	10,045,793	10,045,793	100.0
富 山	28,422,524	28,388,350	99.9	28,559,926	28,559,926	100.0	2,087,480	2,087,480	100.0
石 川	32,930,376	32,837,874	99.7	27,993,831	27,993,831	100.0	2,175,499	2,175,499	100.0
福 井	24,553,711	24,523,151	99.9	19,926,724	19,926,724	100.0	981,699	981,699	100.0
山 梨	22,481,417	22,415,839	99.7	11,197,195	11,197,195	100.0	145,923	145,923	100.0
長 野	49,246,418	49,153,120	99.8	37,308,488	37,308,488	100.0	108,739	108,739	100.0
岐 阜	46,009,395	45,801,225	99.5	46,312,805	46,312,805	100.0	220,239	220,239	100.0
静 岡	119,967,181	119,891,179	99.9	71,701,494	71,701,494	100.0	14,368,489	14,368,489	100.0
愛 知	278,170,470	278,778,616	100.2	155,865,574	155,865,574	100.0	89,721,871	89,721,871	100.0
三 重	53,265,516	53,188,752	99.9	27,183,651	27,183,651	100.0	22,685,892	22,685,892	100.0
滋 賀	41,747,915	41,663,444	99.8	21,188,433	21,188,433	100.0	110,778	110,778	100.0
京 都	68,476,704	68,710,185	100.3	44,250,714	44,250,714	100.0	752,152	752,152	100.0
大 阪	351,778,605	355,922,018	101.2	360,868,076	360,868,076	100.0	150,068,539	150,068,539	100.0
兵 庫	135,787,840	135,536,085	99.8	100,356,593	100,356,593	100.0	86,965,711	86,965,711	100.0
奈 良	18,809,597	18,766,894	99.8	14,883,885	14,883,885	100.0	3,558	3,558	100.0
和 歌 山	17,794,739	17,789,719	100.0	14,857,708	14,857,708	100.0	3,798,186	3,798,186	100.0
鳥 取	11,791,023	11,780,345	99.9	8,451,390	8,451,390	100.0	413,311	413,311	100.0
島 根	14,458,013	14,435,764	99.8	11,375,699	11,375,699	100.0	436,586	436,586	100.0
岡 山	46,872,197	46,822,845	99.9	39,029,005	39,029,005	100.0	18,104,449	18,104,449	100.0
広 島	77,884,847	77,753,118	99.8	56,454,812	56,454,812	100.0	9,180,764	9,180,764	100.0
山 口	36,233,517	36,218,193	100.0	28,156,246	28,156,246	100.0	20,672,196	20,672,196	100.0
徳 島	17,054,513	16,949,209	99.4	10,816,623	10,816,623	100.0	1,693,565	1,693,565	100.0
香 川	28,463,162	28,394,239	99.8	22,540,567	22,540,567	100.0	2,951,078	2,951,078	100.0
愛 媛	32,404,066	32,385,740	99.9	23,175,359	23,175,359	100.0	7,684,599	7,684,599	100.0
高 知	12,120,488	12,112,424	99.9	11,631,021	11,631,021	100.0	254,626	254,626	100.0
福 岡	131,720,300	131,343,066	99.7	118,392,610	118,392,610	100.0	55,531,644	55,531,644	100.0
佐 賀	17,098,531	17,066,095	99.8	13,992,118	13,992,118	100.0	1,200,344	1,200,344	100.0
長 崎	22,576,732	22,550,178	99.9	18,765,030	18,765,030	100.0	4,129,758	4,129,758	100.0
熊 本	34,084,622	34,056,976	99.9	29,388,151	29,388,151	100.0	904,172	904,172	100.0
大 分	24,820,716	24,697,667	99.5	20,739,704	20,739,704	100.0	9,626,963	9,626,963	100.0
宮 崎	19,847,559	19,762,826	99.6	16,589,310	16,589,310	100.0	388,864	388,864	100.0
鹿 児 島	28,233,442	28,172,684	99.8	26,177,675	26,177,675	100.0	3,599,948	3,599,948	100.0
沖 縄	25,514,772	25,772,751	101.0	22,488,799	22,488,799	100.0	2,252,623	2,252,623	100.0

(単位：千円，%)

区分 都道府県名	不動産取得税			道府県たばこ税			ゴルフ場利用税		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
総 額	422,144,895	406,546,904	96.3	140,948,182	140,948,113	100.0	44,799,122	44,727,559	99.8
北海道	15,997,126	15,248,606	95.3	7,295,973	7,295,973	100.0	1,635,401	1,629,958	99.7
青森	2,237,504	2,220,676	99.2	1,646,367	1,646,367	100.0	151,929	151,929	100.0
岩手	2,257,862	2,204,189	97.6	1,446,208	1,446,208	100.0	282,852	282,852	100.0
宮城	7,133,209	6,998,416	98.1	2,841,002	2,841,002	100.0	720,809	720,809	100.0
秋田	1,661,797	1,523,920	91.7	1,117,818	1,117,818	100.0	154,101	154,101	100.0
山形	2,077,136	2,038,265	98.1	1,121,063	1,121,063	100.0	119,353	119,353	100.0
福島	4,421,792	4,235,461	95.8	2,453,724	2,453,724	100.0	633,056	622,384	98.3
茨城	6,873,690	6,716,578	97.7	3,446,229	3,446,229	100.0	2,701,765	2,698,137	99.9
栃木	6,099,833	6,011,464	98.6	2,268,878	2,268,878	100.0	2,305,258	2,305,258	100.0
群馬	5,716,109	5,630,464	98.5	2,219,058	2,219,058	100.0	1,200,473	1,200,473	100.0
埼玉	19,040,053	18,697,591	98.2	7,438,966	7,438,966	100.0	2,180,640	2,180,640	100.0
千葉	18,786,635	18,047,442	96.1	6,497,657	6,497,657	100.0	4,437,363	4,437,363	100.0
東京	84,492,486	82,895,618	98.1	16,381,578	16,381,511	100.0	631,582	631,582	100.0
神奈川	31,288,077	29,451,605	94.1	8,875,914	8,875,914	100.0	1,568,411	1,568,411	100.0
新潟	5,466,700	5,329,839	97.5	2,387,617	2,387,617	100.0	548,518	542,909	99.0
富山	2,508,639	2,448,942	97.6	1,114,866	1,114,866	100.0	298,577	298,577	100.0
石川	3,094,589	2,947,775	95.3	1,274,587	1,274,587	100.0	523,391	520,487	99.4
福井	1,807,211	1,756,513	97.2	848,107	848,107	100.0	228,114	228,114	100.0
山梨	2,191,576	1,971,700	90.0	951,386	951,386	100.0	766,251	757,863	98.9
長野	4,873,853	4,741,874	97.3	2,068,461	2,068,461	100.0	855,102	845,777	98.9
岐阜	5,112,222	4,945,892	96.7	1,988,214	1,988,214	100.0	1,738,338	1,736,531	99.9
静岡	11,505,645	11,267,691	97.9	3,885,290	3,885,290	100.0	2,516,435	2,516,435	100.0
愛知	29,580,295	28,947,496	97.9	8,016,111	8,016,111	100.0	1,491,488	1,491,488	100.0
三重	4,281,176	4,180,309	97.6	1,953,285	1,953,285	100.0	1,710,936	1,710,936	100.0
滋賀	4,151,794	3,609,218	86.9	1,443,524	1,443,524	100.0	1,027,773	1,020,479	99.3
京都	8,825,069	8,326,499	94.4	2,532,586	2,532,586	100.0	754,723	754,723	100.0
大阪	39,986,932	36,388,004	91.0	11,365,441	11,365,440	100.0	1,429,998	1,424,627	99.6
兵庫	17,465,469	17,020,259	97.5	5,320,661	5,320,661	100.0	3,583,446	3,583,446	100.0
奈良	2,471,473	2,273,138	92.0	1,161,873	1,161,873	100.0	858,691	858,691	100.0
和歌山	2,269,634	2,160,012	95.2	1,066,794	1,066,794	100.0	334,224	334,224	100.0
鳥取	1,127,012	1,061,977	94.2	597,274	597,274	100.0	92,777	92,678	99.9
島根	1,405,374	1,384,468	98.5	651,565	651,565	100.0	121,468	120,904	99.5
岡山	5,268,732	5,181,133	98.3	2,014,306	2,014,306	100.0	674,965	674,965	100.0
広島	8,216,811	7,619,699	92.7	2,901,415	2,901,415	100.0	717,580	717,580	100.0
山口	2,860,785	2,824,646	98.7	1,450,230	1,450,230	100.0	499,999	499,999	100.0
徳島	1,794,238	1,750,271	97.5	802,453	802,453	100.0	249,815	249,815	100.0
香川	2,580,368	2,522,641	97.8	1,063,400	1,063,400	100.0	346,977	346,977	100.0
愛媛	3,633,232	3,546,494	97.6	1,433,659	1,433,659	100.0	336,288	336,288	100.0
高知	1,186,056	1,168,847	98.5	824,191	824,191	100.0	238,876	238,876	100.0
福岡	17,378,387	16,845,126	96.9	6,122,683	6,122,683	100.0	1,023,067	1,016,149	99.3
佐賀	1,775,300	1,737,718	97.9	1,004,318	1,004,318	100.0	284,978	284,978	100.0
長崎	2,444,794	2,394,656	97.9	1,529,916	1,529,916	100.0	294,573	294,573	100.0
熊本	4,486,461	4,309,310	96.1	2,022,678	2,022,678	100.0	570,942	567,784	99.4
大分	2,729,541	2,689,209	98.5	1,297,153	1,297,153	100.0	342,031	342,031	100.0
宮崎	2,342,744	2,318,079	98.9	1,255,595	1,255,595	100.0	424,400	424,400	100.0
鹿児島	4,192,530	4,014,836	95.8	1,778,584	1,778,584	100.0	398,184	397,802	99.9
沖縄	5,046,945	4,942,337	97.9	1,769,525	1,769,524	100.0	793,203	793,203	100.0

(単位：千円，%)

区分 都道府県名	自動車取得税			軽油引取税			自動車税		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
総 額	189,694,579	189,679,631	100.0	961,160,323	948,699,479	98.7	1,557,320,894	1,540,464,430	98.9
北海道	9,138,854	9,137,914	100.0	60,254,856	58,978,489	98.5	77,869,902	76,672,661	98.5
青森	2,046,677	2,046,677	100.0	13,738,985	13,696,846	100.0	16,745,805	16,618,265	99.2
岩手	2,047,409	2,047,409	100.0	17,937,491	17,604,181	98.1	17,871,348	17,773,236	99.5
宮城	3,597,175	3,597,111	100.0	28,050,927	28,050,927	99.5	33,410,416	33,147,447	99.2
秋田	1,722,961	1,722,961	100.0	9,124,444	9,124,444	100.0	13,739,512	13,661,365	99.4
山形	1,835,604	1,835,604	100.0	10,073,518	10,069,492	100.0	16,127,808	16,037,602	99.4
福島	3,155,129	3,155,101	100.0	23,846,815	23,767,159	99.6	31,168,223	30,649,541	98.3
茨城	4,853,120	4,853,120	100.0	32,550,191	32,474,636	99.7	51,171,639	50,303,894	98.3
栃木	3,140,960	3,140,960	100.0	21,855,595	21,849,719	99.9	35,220,282	35,037,627	99.5
群馬	3,719,062	3,719,062	100.0	16,941,778	16,941,778	100.0	34,448,390	34,186,199	99.2
埼玉	10,291,712	10,291,712	100.0	50,150,966	49,921,040	99.6	86,045,689	85,208,978	99.0
千葉	8,836,480	8,821,060	99.8	40,315,525	40,006,983	100.0	76,013,514	74,546,716	98.1
東京都	17,317,172	17,317,708	100.0	42,105,032	40,773,940	96.7	105,508,436	104,604,230	99.1
神奈川	12,389,978	12,392,118	99.9	41,966,670	40,271,389	95.7	92,365,208	91,497,777	99.1
新潟	3,580,217	3,580,217	100.0	23,569,594	23,516,014	99.7	31,798,304	31,731,803	99.8
富山	1,753,295	1,753,295	100.0	11,520,819	11,122,826	96.4	17,093,466	16,980,706	99.3
石川	2,036,046	2,036,480	100.0	10,357,780	10,308,616	99.4	17,803,776	17,550,963	98.6
福井	1,377,317	1,377,317	100.0	7,967,361	7,966,894	100.0	12,139,649	12,025,806	99.1
山梨	1,362,137	1,362,137	100.0	7,165,582	7,165,582	100.0	12,992,575	12,846,903	98.9
長野	3,826,927	3,826,927	100.0	17,877,688	17,875,083	100.0	32,051,343	31,806,817	99.2
岐阜	3,786,681	3,786,649	100.0	17,313,744	17,121,877	98.9	32,305,310	31,730,377	98.2
静岡	6,353,807	6,353,807	100.0	38,135,962	38,135,962	100.0	54,555,061	53,991,133	99.0
愛知	15,813,278	15,813,007	100.0	60,679,911	59,408,809	97.8	116,058,897	114,983,933	99.1
三重	3,492,522	3,492,522	100.0	21,924,225	21,655,807	98.6	27,568,688	27,401,885	99.4
滋賀	2,267,530	2,267,274	100.0	13,187,534	12,741,339	96.4	18,164,433	17,933,725	98.7
京都	3,733,172	3,733,104	100.0	14,041,360	13,800,280	98.2	25,536,921	25,039,711	98.1
大阪	11,079,574	11,078,627	100.0	48,052,046	47,262,054	98.6	78,968,762	77,787,969	98.5
兵庫	7,888,506	7,888,506	100.0	38,101,317	37,999,259	99.7	62,136,061	61,221,317	98.5
奈良	1,797,098	1,797,098	100.0	6,955,625	6,615,915	95.5	15,511,062	15,190,005	97.9
和歌山	1,400,681	1,400,681	100.0	6,125,254	5,704,878	92.2	11,173,381	11,112,167	99.5
鳥取	855,021	855,021	100.0	4,959,799	4,920,801	100.0	6,985,993	6,961,012	99.6
島根	1,009,366	1,009,366	100.0	5,146,834	5,146,834	100.0	8,112,806	8,065,331	99.4
岡山	2,934,998	2,934,998	100.0	19,422,780	19,091,485	98.3	25,727,753	25,533,286	99.2
広島	4,145,231	4,145,231	100.0	23,836,777	23,308,609	97.8	33,404,197	33,165,336	99.3
山口	2,149,942	2,149,942	100.0	14,037,854	13,733,185	97.9	17,819,656	17,744,895	99.6
徳島	978,766	978,766	100.0	5,679,810	5,676,860	99.9	10,223,697	10,139,292	99.2
香川	1,348,063	1,348,063	100.0	9,651,732	9,628,777	99.7	13,230,035	13,049,801	98.6
愛媛	1,632,214	1,632,214	100.0	10,363,100	10,363,100	100.0	15,790,469	15,595,252	98.8
高知	865,277	865,277	100.0	4,790,821	4,753,530	99.2	7,911,457	7,781,909	98.4
福岡	7,227,902	7,227,902	100.0	39,920,540	39,168,773	98.0	59,705,170	59,159,528	99.1
佐賀	1,063,958	1,063,958	100.0	9,452,622	9,206,507	98.8	10,300,698	10,249,777	99.5
長崎	1,379,571	1,379,571	100.0	7,449,296	7,449,296	99.0	12,924,444	12,863,531	99.5
熊本	2,460,775	2,460,743	100.0	15,275,975	15,241,940	100.0	21,908,244	21,729,893	99.2
大分	1,527,438	1,527,438	100.0	9,196,472	9,186,875	99.8	14,292,628	14,177,538	99.2
宮崎	1,358,818	1,358,818	100.0	9,422,653	9,261,217	99.4	13,224,414	13,162,080	99.5
鹿児島	1,828,184	1,828,184	100.0	12,760,485	12,759,654	100.0	18,010,627	17,770,783	98.7
沖縄	1,287,973	1,287,973	100.0	7,904,177	7,869,817	99.5	14,184,746	14,034,428	98.9

(単位：千円，%)

区分 都道府県名	鋳 区 税			固 定 資 産 税			狩 猟 税		
	調 定 額	収 入 額	収入歩合	調 定 額	収 入 額	収入歩合	調 定 額	収 入 額	収入歩合
総 額	347,015	332,238	95.7	4,430,257	4,430,257	100.0	848,306	848,306	100.0
北 海 道	32,096	31,220	97.3	745,188	745,188	100.0	51,596	51,596	100.0
青 森	3,030	3,030	100.0	114,579	114,579	100.0	4,812	4,812	100.0
岩 手	17,679	17,379	98.3	0	0	0.0	13,518	13,518	100.0
宮 城	2,835	2,835	100.0	0	0	0.0	13,818	13,818	100.0
秋 田	15,806	14,984	94.8	0	0	0.0	3,938	3,938	100.0
山 形	3,258	3,258	100.0	0	0	0.0	5,230	5,230	100.0
福 島	10,834	10,608	97.9	2,474,551	2,474,551	100.0	16,263	16,263	100.0
茨 城	4,279	3,961	92.6	0	0	0.0	43,499	43,499	100.0
栃 木	7,446	7,292	97.9	0	0	0.0	25,953	25,953	100.0
群 馬	1,739	1,739	100.0	0	0	0.0	21,576	21,576	100.0
埼 玉	4,915	4,915	100.0	0	0	0.0	21,665	21,665	100.0
千 葉	41,888	41,888	100.0	0	0	0.0	33,429	33,429	100.0
東 京	2,119	2,119	100.0	0	0	0.0	4,006	4,006	100.0
神 奈 川	1	1	100.0	0	0	0.0	16,462	16,462	100.0
新 潟	48,319	48,275	99.9	0	0	0.0	12,684	12,684	100.0
富 山	1,292	595	46.1	0	0	0.0	6,212	6,212	100.0
石 川	491	491	100.0	0	0	0.0	12,213	12,213	100.0
福 井	2,086	2,086	100.0	0	0	0.0	12,138	12,138	100.0
山 梨	244	244	100.0	523,455	523,455	100.0	14,712	14,712	100.0
長 野	2,691	2,691	100.0	0	0	0.0	24,131	24,131	100.0
岐 阜	19,835	15,709	79.2	0	0	0.0	19,863	19,863	100.0
静 岡	3,929	3,929	100.0	0	0	0.0	42,278	42,278	100.0
愛 知	2,792	2,792	100.0	572,484	572,484	100.0	13,369	13,369	100.0
三 重	3,003	3,003	100.0	0	0	0.0	23,720	23,720	100.0
滋 賀	7,164	7,164	100.0	0	0	0.0	13,171	13,171	100.0
京 都	551	473	85.8	0	0	0.0	19,750	19,750	100.0
大 阪	40	40	100.0	0	0	0.0	7,819	7,819	100.0
兵 庫	10,625	10,625	100.0	0	0	0.0	37,432	37,432	100.0
奈 良	802	802	100.0	0	0	0.0	11,605	11,605	100.0
和 歌 山	91	91	100.0	0	0	0.0	16,442	16,442	100.0
鳥 取	734	734	100.0	0	0	0.0	6,458	6,458	100.0
島 根	1,158	1,158	100.0	0	0	0.0	12,831	12,831	100.0
岡 山	10,789	10,723	99.4	0	0	0.0	19,177	19,177	100.0
広 島	4,440	4,440	100.0	0	0	0.0	25,293	25,293	100.0
山 口	9,139	9,139	100.0	0	0	0.0	13,547	13,547	100.0
徳 島	1,291	1,291	100.0	0	0	0.0	13,927	13,927	100.0
香 川	12	12	100.0	0	0	0.0	5,225	5,225	100.0
愛 媛	3,680	3,213	87.3	0	0	0.0	26,601	26,601	100.0
高 知	6,849	6,849	100.0	0	0	0.0	22,552	22,552	100.0
福 岡	7,798	5,134	65.8	0	0	0.0	19,485	19,485	100.0
佐 賀	231	231	100.0	0	0	0.0	9,595	9,595	100.0
長 崎	3,766	3,766	100.0	0	0	0.0	9,062	9,062	100.0
熊 本	9,082	8,642	95.2	0	0	0.0	21,235	21,235	100.0
大 分	10,843	10,774	99.4	0	0	0.0	24,951	24,951	100.0
宮 崎	6,030	6,030	100.0	0	0	0.0	26,368	26,368	100.0
鹿 児 島	11,242	8,291	73.8	0	0	0.0	26,607	26,607	100.0
沖 縄	8,051	7,572	94.1	0	0	0.0	2,089	2,089	100.0

(単位：千円，%)

区分 都道府県名	法定外普通税			法定外目的税			旧法による税		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
総 額	42,883,797	42,883,797	100.0	10,070,136	9,731,149	96.6	795,105	30,641	3.9
北海道	899,960	899,960	100.0	788,568	788,050	99.9	716	400	55.9
青森	20,044,026	20,044,026	100.0	89,306	89,306	100.0	0	0	0.0
岩手	0	0	0.0	79,215	79,215	100.0	0	0	0.0
宮城	0	0	0.0	442,759	442,759	100.0	153	120	78.4
秋田	0	0	0.0	206,511	206,511	100.0	2,594	359	13.8
山形	0	0	0.0	148,742	148,742	100.0	0	0	0.0
福島	0	0	0.0	476,345	476,345	100.0	0	0	0.0
茨城	1,205,898	1,205,898	100.0	0	0	0.0	2,535	841	33.2
栃木	0	0	0.0	0	0	0.0	155	0	0.0
群馬	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
埼玉	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
千葉	0	0	0.0	0	0	0.0	567	351	61.9
東京都	0	0	0.0	2,360,595	2,360,596	100.0	174	0	0.0
神奈川	0	0	0.0	0	0	0.0	75	75	100.0
新潟	3,209,844	3,209,844	100.0	142,808	142,808	100.0	0	0	0.0
富山	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
石川	770,452	770,452	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
福井	9,882,206	9,882,206	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
山梨	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
長野	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
岐阜	0	0	0.0	12,254	12,254	100.0	70,444	3,377	4.8
静岡県	1,240,416	1,240,416	100.0	0	0	0.0	85,404	110	0.1
愛知	0	0	0.0	529,328	529,328	100.0	5,701	1	0.0
三重	0	0	0.0	457,301	457,301	100.0	0	0	0.0
滋賀	0	0	0.0	24,588	24,588	100.0	307	307	100.0
京都	0	0	0.0	90,713	90,713	100.0	4,027	87	2.2
大阪	0	0	0.0	771,003	770,996	100.0	614,861	23,330	3.8
兵庫	0	0	0.0	0	0	0.0	70	0	0.0
奈良	0	0	0.0	138,721	138,721	100.0	657	657	100.0
和歌山	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
鳥取	0	0	0.0	8,856	8,856	100.0	0	0	0.0
島根	704,694	704,694	100.0	290,970	290,800	99.9	0	0	0.0
岡山	0	0	0.0	529,745	493,588	93.2	0	0	0.0
広島	0	0	0.0	509,698	507,669	99.6	0	0	0.0
山口	0	0	0.0	220,608	220,608	100.0	0	0	0.0
徳島	0	0	0.0	0	0	0.0	505	93	18.4
香川	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
愛媛	920,600	920,600	100.0	235,227	235,227	100.0	0	0	0.0
高知	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
福岡	0	0	0.0	181,770	181,763	100.0	0	0	0.0
佐賀	1,765,664	1,765,664	100.0	102,551	102,551	100.0	300	300	100.0
長崎	0	0	0.0	75,794	75,794	100.0	0	0	0.0
熊本	0	0	0.0	102,250	102,250	100.0	4,519	0	0.0
大分	0	0	0.0	595,182	295,082	49.6	0	0	0.0
宮崎	0	0	0.0	270,686	270,686	100.0	0	0	0.0
鹿児島	1,219,020	1,219,020	100.0	155,411	155,411	100.0	1,115	7	0.6
沖縄	1,021,017	1,021,017	100.0	32,631	32,631	100.0	226	226	100.0

14 県税の税率等の推移（その1）

税目		年度	29	30	31	32	33
県民税	個人	税率	(創設) 均等割 年 100円 所得割 所得税の5%		所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%
	法人	税率	(創設) 均等割 年 600円 法人税割 法人税額の5%	法人税割 5.4%			
事業税	事業主 控除等		基礎控除 年7万円	基礎控除 年10万円	基礎控除 年12万円		
	個人	税率	第1種事業 8% 第2種事業 } 第3種事業 } 助産婦業等 4%			第1種事業 課税所得 年50万円以下 6% 年50万円超 8%	
	事業 専従者 控除等		特別所得税が事業税の第3 種事業とされた				事業専従者控除 (青色)年8万円
	法人	税率	普通法人 年50万円以下 10% 年50万円超及び清算所得 12% 収入金額課税法人 1.5% 特別法人 8%			普通法人 年50万円以下 8% 年100万円以下 10% 年100万円超及び 清算所得 12%	
業	その他		生命保険事業を収入金額課 税とし、運送業（地方鉄軌 道事業を除く）を所得課税 とした	損害保険事業 を収入金額課 税とした		地方鉄軌道事業を所 得課税とした	
不動産 取得税		税率	(創設) 3%	(免税点) 土地 1万円 家屋(建築) 10万円 家屋(その他) 5万円			
県たばこ 税 (県たばこ消費税)		税率	$\frac{5}{115}$		税率 8%		

34	37	39	40	41
所得割 8%	所得割 150万円以下 2% 150万円超 4%			分離課税に係る所得割は当分の間算出税額の 90%
			法人税割 5.5%	法人税割 5.8%
基礎控除 年 20万円	事業主控除と名称変更	事業主控除 年 22万円	事業主控除 年 24万円	事業主控除 年 25万円
	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%			
	事業専従者控除 (白色) 年 5万円			事業専従者控除 (青色) 年 10万円 (白色) 年 6万円
普通法人 年50万円以下 7% 年100万円以下 8% 年200万円以下 10% 年200万円超及び 清算所得 12% 特別法人 年50万円以下 7% 年50万円超及び 清算所得 8%	普通法人 年100万円以下 6% 年200万円以下 9% 年200万円超及び 清算所得 12% 特別法人 年100万円以下 6% 年100万円超及び 清算所得 8%	普通法人 年150万円以下 6% 年300万円以下 9% 年300万円超及び 清算所得 12% 特別法人 年150万円以下 6% 年150万円超及び 清算所得 8%		
		(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円		
	税率 9%			

税目		年度	42	43	44	45	46	47
県 民 税	個人	税率				所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45, 46, 47年度 1.3% (ロ) 48, 49年度 1.6% (ハ) 50, 51年度 2.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額		
	法人	税率	均等割 資本の金額又は出資金額が1,000万円を超える法人 年1,000円 上記法人以外の法人等 年600円			法人税割 5.6%		
	事業専従者控除等	税率	事業専従者控除 (青色) 年12万円 (白色) 年8万円	事業専従者控除 (青色) 年17万円 (白色) 年11万円	事業専従者控除 (青色) 完全給与制 (白色) 年15万円	事業専従者控除 年32万円	事業専従者控除 年36万円	事業専従者控除 年60万円
事業 税	個人	税率						
	法人	税率						
業 税	個人	税率						
	その他	税率						
不動産取得税		税率						
県たばこ税 (県たばこ消費税)		税率 10.3%						

48	49	50	51
	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち、特定市街化区域農地等の譲渡所得については、 (イ) 49年度 1.3% (ロ) 50, 51年度 1.6%</p> <p>(3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の5.2% (ただし49年度は5.6%)</p>		<p>均等割 年額 300円</p> <p>均等割 (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人 年額6,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額3,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1千万円以下である法人等 年額1,800円</p> <p>法人税割 6.2% (中小法人等…5.2%)</p>
	法人税割 5.2%		
事業主控除 年80万円	事業主控除 年150万円	事業主控除 年180万円	事業主控除 年200万円
事業専従者控除 (白色) 年17万円	事業専従者控除 (白色) 年19万2千5百円	事業専従者控除 (白色) 年27万5千円	事業専従者控除 (白色) 年40万円
	<p>普通法人</p> <p>年350万円以下 6%</p> <p>年350万円超700万円以下 9%</p> <p>年700万円超及び清算所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年350万円以下 6%</p> <p>年350万円超及び清算所得 8%</p> <p>〔ただし、昭和49年5月1日から昭和50年4月30日までの間に終了する法人については次による〕</p> <p>普通法人</p> <p>年300万円以下 6%</p> <p>年300万円超600万円以下 9%</p> <p>年600万円超及び清算所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年300万円以下 6%</p> <p>年300万円超及び清算所得 8%</p>		
(免税点) 土地 10万円 家屋(建築) 23万円 家屋(その他) 12万円			

税目		年度	52	53
県民	個人	税率	<p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (52～56年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 40万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (52～54年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	
			<p>均等割 (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人 年額 20,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額 6,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1千万円以下である法人 年額 2,000円</p>	<p>均等割 (1) 資本の金額又は出資金額が50億円を超える法人 年額 200,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が10億円を超え50億円以下である法人 年額 100,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え10億円以下である法人 年額 20,000円 (4) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額 6,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000円</p>
事業	個人	事業主控除等	事業主控除	年220万円
		税率		
	事業専従者控除等			
	法人	税率		
		その他		
不動産取得税				
県たばこ税 (県たばこ消費税)				

55	56
<p>均等割 年額 500円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が、4,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が、4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の2分の1を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得（55～57年度）</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が、4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が、4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（56年度までの適用期限を廃止）</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の4分の3の額との合計額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（56年度までの適用期限を廃止）</p>
	<p>均等割</p> <p>(1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 200,000円</p> <p>(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 100,000円</p> <p>(3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 20,000円</p> <p>(4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円</p> <p>(5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000円</p> <p>法人税割 6.0%（中小法人等…5.0%）</p>
	<p>税率 4%</p> <p>〔ただし、昭和56年7月1日から昭和61年6月30日までに行われた住宅の取得については 3% 昭和56年7月1日から昭和61年6月30日までの間に行われた一定の住宅用土地の取得については税額から4分の1に相当する額を減額する〕</p>

税目		年度	58	59
県民税	個人	税率	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (58～60年度)</p> <p>(イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率</p> <p>② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額</p> <p>(3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (58～60年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	
	法人	税率	<p>均等割</p> <p>(1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 300,000円</p> <p>(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 200,000円</p> <p>(3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 40,000円</p> <p>(4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000円</p> <p>(5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 4,000円</p>	<p>均等割</p> <p>(1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 750,000円</p> <p>(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000円</p> <p>(3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000円</p> <p>(4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円</p> <p>(5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 10,000円</p>
事業税	個人			
事業税	法人			
不動産取得税				
県たばこ税 (県たばこ消費税)				

税目		年度	60	61	62
県 民 税	個人	税率	均等割 年額700円	<p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (61～63年度)</p> <p>(イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合</p> <p>(a) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%</p> <p>(b) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61～63年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額との合計額</p>	
		税率			
	個人	事業主控除等	事業主控除年240万円		
		税率			
	事業	事業専従者控除等	事業専従者控除(白色)年45万円		
		税率			
税	法人	税率			
	その他				
不動産取得税			住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成元年6月30日まで3年間延長された		
県たばこ税(県たばこ消費税)		昭和60.4.1以降の売渡し等分税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき200円	税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき200円 〔ただし、昭和61年5月から昭和62年3月までの間に行われた売渡し等分については、特例措置として、1,000本につき160円を加算〕	従量割の税率の引上げ等の特例措置について、昭和62年12月31日まで延長 従量割の税率の引上げ等の特例措置について、昭和63年3月31日まで延長	

税目		年度	63	元
県	個人	所得割	所得割	所得割
			(1) 130万円以下の金額 2% 130万円を超える金額 3% 260万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係 る事業所得等に対する税率 (昭和63～平成3年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の 課税事業所得等の金額に対す る税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対す る税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住 宅地等の譲渡所得 (昭和63～平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市 街化区域農地等の譲渡所得 (昭和63～平成3年度) (4) 賦課制限の廃止	(1) 500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控 除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (平成元～3年度) 2% (ハ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (平成元～3年度) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控 除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ニ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋 及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換 え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.3% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 52万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控 除した金額の1.6%に相当する金額との合計額
			税率	
法人	税率			
	利子割	税率	(創設) 利子割 一定税率 5.0% 4月1日施行	
事業	個人	事業主 控除等		
		税率		
	事業 専従者 控除等	事業専従者控除 (白色) 配偶者である事業専従者 年 600,000円 その他の事業専従者 年 450,000円	特別法人 年350万円以下 6% 年350万円超及び清算所得 8% 〔ただし、一定の協同組合等については 年10億円超 9%〕 ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等 1,000万円以上の法人の所得 8% 〔ただし、一定の協同組合等については 年10億円超 9%〕	
	法人	税率		
	その他			
不動産取得税				住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成4 年6月30日まで3年間延長された
県たばこ税 (県たばこ消費税)		従量割の税率の引上げ等の特例措置 について平成元年3月31日まで延長		名称が道府県たばこ税に変更された 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円

2	3	4
<p>所得割</p> <p>(1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2%</p> <p>(2) 資産合算課税制度の廃止</p> <p>(3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (～平成5年度)</p> <p>(イ)又は(ロ)のいずれか多い金額</p> <p>(イ) 4%</p> <p>(ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額</p> <p>(4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成4年度)</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (～平成4年度)</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 550万円以下の金額 2%</p> <p>550万円を超える金額 4%</p> <p>(2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (～平成10年度)</p> <p>(イ)又は(ロ)のいずれか多い金額</p> <p>(イ) 4%</p> <p>(ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成9年度) 1.6%</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止 (経過措置として平成3年12月31日までの譲渡に係る分は従前の税率適用)</p>
	<p>法人税割 5.8%</p> <p>(中小法人等…5.0%)</p>	
<p>事業専従者控除 (白色)</p> <p>配偶者である事業専従者 年800,000円</p> <p>その他の事業専従者 年470,000円</p>		
		<p>住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成7年6月30日まで3年間延長された</p>

税目		年度	5	6
県民	個人	税率	<p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得（特例廃止後の経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡に係る分は2.2%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.3% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 78万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割 みなし法人課税制度廃止</p>
		法人	税率	<p>均等割 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 800,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 540,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 50,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 20,000円</p>
	利子割	税率		
事業税	個人	事業主控除等	事業主控除 年 270万円	
		税率		
	法人	事業専従者控除等		
		税率		
法人	その他			
不動産取得税				<p>宅地及び宅地比準土地の取得が、平成6年中に行われた場合については課税標準を価格の2分の1、平成7年及び平成8年中に行われた場合については課税標準を価格の3分の2とする特例措置を講ずることとされた</p>
県たばこ税 (県たばこ消費税)				

税目		年度	7	8	9
県民税	個人	税率	所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%	均等割 年額 1,000円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3% (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等(～平成15年度) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超え8,000万円以下である場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 ③ 課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から8,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額 (ロ) 短期譲渡所得 ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額
			法人	税率	
		利子割	税率		
	事業税	個人	事業主控除等		
税率					
個人		事業専従者控除等	事業専従者控除(白色) 配偶者である事業専従者 年 860,000円 その他の事業専従者 年 500,000円		
	法人	税率 その他			
地方消費税			(創設) 平成9年4月1日から施行		1 譲渡割 一定税率 100分の25 2 貨物割 一定税率 100分の25
不動産取得税			住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成10年6月30日まで3年間延長された	宅地及び宅地比準土地の取得が平成8年中に行われた場合においては、課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた	宅地及び宅地比準土地の取得が平成9年1月1日から平成11年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた
県たばこ税(県たばこ消費税)					平成9年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円

税目		年度	10	11
県民税	個人	所得割	<p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成14年度）</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅等以外の譲渡所得（平成11年度）</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 120万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) 特例不適用（～平成13年度）</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等特例廃止</p>
		税率		
	法人	税率		
	利子割	税率		
事業税	個人	事業主控除等		事業主控除 年 2,900,000円
		税率		
	専従者控除等			
	法人	税率	<p>普通法人</p> <p>年400万円以下 5.6%</p> <p>年400万円超800万円以下 8.4%</p> <p>年800万円超及び清算所得 11%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 11%</p> <p>特別法人</p> <p>年400万円以下 5.6%</p> <p>年400万円超及び清算所得 7.5%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 7.5%</p>	<p>普通法人</p> <p>年400万円以下 5%</p> <p>年400万円超800万円以下 7.3%</p> <p>年800万円超及び清算所得 9.6%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 9.6%</p> <p>特別法人</p> <p>年400万円以下 5%</p> <p>年400万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>〔ただし、一定の協同組合等については年10億円超 7.9%〕</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>〔ただし、一定の協同組合等については年10億円超 7.9%〕</p> <p>収入金額課税法人 1.3%</p>
その他				
地方消費税				
不動産取得税			住宅及び住宅用地に係る税率等の特例措置について、平成13年6月30日まで3年間延長された	
県たばこ税 (県たばこ消費税)				平成11年5月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円

12	13	14	15
<p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成13年度) 2%</p>		<p>所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成16年度) (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成16年度) 2% (3) 商品先物取引による所得に対する税率(平成13年4月1日から平成15年3月31日までの取引に係る分) 2%</p>	<p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成16年度) (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>
<p>宅地及び宅地比準土地の取得が、平成12年1月1日から平成14年12月31日までに行われた場合においては、課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた</p>	<p>住宅及び住宅用地に係る税率等の特例措置について、平成16年6月30日まで3年間延長された</p>		<p>税率 4% 〔ただし、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに行われた不動産の取得については標準税率を3%とする特例措置が講じられた〕 宅地及び宅地比準土地の取得が平成15年1月1日から平成17年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた</p>
			<p>平成15年7月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 969円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 461円</p>

税目		年度	16
県民税	個人	税率	所得割 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成15年1月～) (イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6% (ロ) 長期(1年超)保有上場株式等に係る特例 (平成15～17年) 1% ※ (イ)について、税率1%の特例を創設 (~平成20年度) (ロ)について、廃止 (2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6% (創設(平成16年1月～))
			配当割 上場株式等の配当等に係る税率 5% (平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払いを受ける一定の上場株式等の配当等)に係る税率 3%)
			株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間に支払いを受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡による所得に係る税率 3%)
			法人税率
	利子割	税率	
事業税	個人	事業主控除等	
		税率	
	法人	事業従者控除等	
		税率	<p>所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等所得割</p> <p>年400万円以下 5% 年400万円超800万円以下 7.3% 年800万円超及び清算所得 9.6% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 9.6%</p> <p>特別法人所得割</p> <p>年400万円以下 5% 年400万円超及び清算所得 6.6% 〔ただし、一定の協同組合等については年〕 10億円超 7.9% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 6.6% 〔ただし、一定の協同組合等については年〕 10億円超 7.9% 収入金額課税法人 収人割 1.3%</p>
その他			
地方消費税			
不動産取得税			
県たばこ税(県たばこ消費税)			

17	18
<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成21年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成21年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場 合 1.3%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 26万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を 控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 1.6%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%</p>	
	<p>税率 4%</p> <p>〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置に ついては平成21年3月31日まで3年間延長された 住宅以外の家屋に係る税率の特例措置につい ては平成18年4月1日から平成20年3月31日ま での2年間に限り、標準税率を3.5%とする 経過措置を講じたうえ廃止された〕</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成21年3月31日まで延長された</p>
	<p>平成18年7月1日以降の売渡し等分</p> <p>税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,074円</p> <p>旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 511円</p>

税目		年度	19
県 民 人 税	個 人 税	所得割 税率	所得割
			(1) 一律 4%
			(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率
			(イ) 長期譲渡所得 2%
			(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成21年度)
			① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6%
			② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額と の合計額
			(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得
			① 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.6%
			② 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額と の合計額
(ニ) 短期譲渡所得			
① 国等に対する譲渡以外である場合 3.6%			
② 国等に対する譲渡である場合 2%			
(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2%			
上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(～平成20年度) 1.2%			
(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2%			
(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率			
①又は②のいずれか多い金額			
① 4.8%			
② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (ただし、平成21年度まで特例不適用)			
法人	税率		
利子割	税率		
事 業 人 税	個 人	事業主 控除等	
		税率	
	事 業 専 従 者 控 除 等		
	法 人	税率	
	その他		
地方消費税			
不動産取得税			
県たばこ税 (県たばこ消費税)			

20	21
<p>配当割</p> <p>上場株式等の配当等に係る税率 （平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に支払いを受ける一定の上場株式等の配当等に係る税率） 5% 3%）</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% （平成20年1月1日から平成20年12月31日までの間に支払いを受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡による所得に係る税率 3%）</p>	<p>所得割</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（～平成21年度） 1.2%</p> <p>配当割</p> <p>上場株式等に係る配当等に係る税率 5%</p> <p>〔平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払いを受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%〕</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5%</p> <p>〔平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払いを受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%〕</p>
<p>右に掲げる法人以外の法人 （資本金等1億円超の法人）</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資本割 0.2%</p> <p>所得割</p> <p>年400万円以下 1.5%</p> <p>年400万円超800万円以下 2.2%</p> <p>年800万円超及び清算所得 2.9%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 2.9%</p>	<p>所得課税法人（特別法人を除く。）のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等</p> <p>所得割</p> <p>年400万円以下 2.7%</p> <p>年400万円超800万円以下 4.0%</p> <p>年800万円超及び清算所得 5.3%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 5.3%</p> <p>特別法人</p> <p>所得割</p> <p>年400万円以下 2.7%</p> <p>年400万円超及び清算所得 3.6%</p> <p>〔ただし、一定の協同組合等については 年10億円超 4.3%〕</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 3.6%</p> <p>〔ただし、一定の協同組合等については 年10億円超 4.3%〕</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収入割 0.7%</p>
<p>※平成20年10月1日以後に開始する事業年度に適用</p>	<p>税率 4%</p> <p>〔ただし住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成24年3月31日まで3年間延長された〕</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成24年3月31日まで延長された</p>

税目		年度		22	23
税	県民	個人	税率		配当割 〔上場株式等の配当に係る税率 5%〕 (平成24年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払いを受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%) 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% 〔(平成24年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払いを受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)〕
			法人	税率	
	利子割	税率			
	事業	個人	事業主控除等		
税率					
事業専従者控除等					
業	法人	税率	右に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人) 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 年400万円以下 1.5% 年400万円超800万円以下 2.2% 年800万円超 2.9% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 2.9%	所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等 所得割 年400万円以下 2.7% 年400万円超800万円以下 4.0% 年800万円超 5.3% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 5.3% 特別法人 所得割 年400万円以下 2.7% 年400万円超 3.6% 〔ただし、一定の協同組合等に〕 〔については年10億円超 4.3%〕 ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 3.6% 〔ただし、一定の協同組合等に〕 〔については年10億円超 4.3%〕 収入金額課税法人 収入割 0.7%	
		その他			
地方消費税					
不動産取得税					
県たばこ税(県たばこ消費税)		平成22年10月1日以降の売渡し等分			
		税率 紙巻たばこ等	1,000本につき	1,504円	
		旧3級品の紙巻たばこ	1,000本につき	716円	

24	25
<p>所得割 退職所得に係る10%の税額控除の廃止 (平成25年1月1日以降に支払を受けるべき退職手当等)</p>	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成25年度～平成26年度) 1.2% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成25年度～平成26年度) 1.2%</p>
<p>税率 4% 〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置について〕 ては平成27年3月31日まで3年間延長する 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成27年3月31日まで延長する</p>	
	<p>平成25年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 411円</p>

税目		年度	26	
県民税	個人税率	均等割 標準税率 (平成26年度～平成35年度) 年額1,500円 〔本則税率 年額1,000円に年額500円を加算した額〕		
		所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成29年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成29年3月31日までの譲渡)		
		配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成26年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当割) 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の上場株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成26年1月1日以後に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等)		
法人税率	法人税割 標準税率 3.2% 制限税率 4.2% ※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用			
利子割	税率			
事業税	事業主控除等			
	税率			
	事業専従者控除等			
業人税	税率	右に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人) 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 年400万円以下 2.2% 年400万円超800万円以下 3.2% 年800万円超 4.3% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 4.3%	所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等 所得割 年400万円以下 3.4% 年400万円超800万円以下 5.1% 年800万円超 6.7% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 6.7%	特別法人 所得割 年400万円以下 3.4% 年400万円超 4.6% 〔ただし、一定の協同組合等については〕 年10億円超 5.5% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 4.6% 〔ただし、一定の協同組合等については〕 年10億円超 5.5% 収入金額課税法人 収人割 0.9%
	その他	※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用		
地方消費税	1 譲渡割 一定税率 63分の17 2 貨物割 一定税率 63分の17			
不動産取得税				
県たばこ税 (県たばこ消費税)				

27	28	29
<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成27年度～) 2% ※軽減税率は平成26年度まで</p> <p>(2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配 当所得に対する税率(平成27年度～) 2% ※軽減税率は平成26年度まで</p>		<p>所得割 (1) 一般株式等に係る譲渡 所得等に対する税率 (平成29年度～) 2%</p> <p>(2) 上場株式等に係る譲渡 所得等に対する税率 (平成29年度～) 2%</p> <p>(3) 申告分離選択課税に係 る上場株式等に係る配 当所得等に対する税率 (平成29年度～) 2%</p>
<p>資本金等1億円超の法人 付加価値割 0.72% (0.96%) 資 本 割 0.3% (0.4%) 所 得 割 年400万円以下 1.6% (0.9%) 年400万円超800万円以下 2.3% (1.4%) 年800万円超 3.1% (1.9%) ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人 の所得 3.1% (1.9%)</p>	<p>資本金の額又は出資金の額1 億円超の法人 付加価値割 1.2% 資 本 割 0.5% 所 得 割 年400万円以下 0.3% 年400万円超800万円以下 0.5% 年800万円超 0.7% 3以上の道府県に事務所 等を有する法人の所得 0.7%</p>	
<p>※平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適 用。下段()内の税率については、平成28年4 月1日以後に開始する事業年度から適用。</p>	<p>※平成28年4月1日以後に開 始する事業年度から適用</p>	
<p>税率4% 〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置に ついては平成30年3月31日まで3年間延長する。〕 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例 措置について平成30年3月31日まで延長する。</p>	<p>平成28年4月1日以降の売 渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき481円</p>	<p>平成29年4月1日以降の売渡 し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき551円</p>

税目		年度	30
県民税	個人	所得割 (指定都市の存する区域の場合)	(1) 一律 2% (ただし、分離課税に係る退職所得については4%)
			(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率
			(イ) 長期譲渡所得 1%
			(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成32年度)
個人	税率	① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 0.8%	
		② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 16万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の1%に相当する金額との合計額	
		(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得	
		① 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 0.8%	
個人	税率	② 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 48万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の1%に相当する金額との合計額	
		(ニ) 短期譲渡所得	
		① 国等に対する譲渡以外である場合 1.8%	
		② 国等に対する譲渡である場合 1%	
個人	税率	(3) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1%	
		(4) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1%	
		(5) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率 1%	
		(6) 先物取引等に係る雑所得に対する税率 1%	
個人	税率	(7) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 1%	
		①または②のいずれか多い金額	
		① 2.4%	
		② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (ただし、平成32年3月31日までの譲渡については特例不適用)	
法人	税率		
利子割	税率		
事業税	個人	事業主控除等	
		税率	
	法人	事業者控除等	
		税率	
個人	税率		
	その他		
地方消費税			
不動産取得税		税率4% (ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成33年3月31日まで3年間延長する。)宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成33年3月31日まで延長する。	
県たばこ税 (県たばこ消費税)	平成30年4月1日以降の売渡し等分税率		平成30年10月1日以降の売渡し等分税率
	紙巻たばこ等 1,000本につき860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき656円		紙巻たばこ等 1,000本につき930円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき656円

法人税割			
標準税率			1.0%
制限税率			2.0%
※平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用			
資本金の額又は出資金の額1億円超の法人		所得課税法人（特別法人を除く。）のうち資本金の額又は出資金の額1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等	
付加価値割	1.2%	所得割	
資本割	0.5%	年400万円以下	5%
所得割		年400万円超800万円以下	7.3%
年400万円以下	1.9%	年800万円超	9.6%
年400万円超800万円以下	2.7%	3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得	9.6%
年800万円超	3.6%	特別法人	
3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得	3.6%	所得割	
		年400万円以下	5%
		年400万円超	6.6%
		〔一定の協同組合等については	
		年10億円超	7.9%〕
		3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得	6.6%
		〔一定の協同組合等については	
		年10億円超	7.9%〕
		収入金課税法人	
		収入割	1.3%
※平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用			
1	譲渡割	一定税率	78分の22
2	貨物割	一定税率	78分の22
(平成31年10月～)			
平成31年10月1日以降の売渡し等分			
税率			
紙巻たばこ等		1,000本につき930円	
旧3級品の紙巻たばこ		1,000本につき930円	

県税の税率等の推移（その２）

税目	年度	29	30	32	36	37
ゴルフ場 利用税 (娯楽施設 利用税, 地 方税として の入場税を 含む。)		<p>入場税を国税に移譲し, 第3種の施設の利用に対し娯楽施設利用税を課することとした。</p> <p>(1) 料金課税の税率 舞踊場, ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動競技の施設利用 10%</p> <p>(2) 外形課税(月額)税率 ぱちんこ場 1台 150円 まあじゃん場 1卓 500円 たまつき場 1台 1,000円</p>		<p>ゴルフ場に対し定額課税を採用した 1人1日 200円</p>	<p>(1) 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15%</p> <p>(2) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 400円</p>	<p>料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%</p>
特別地方 消費税 (料理飲食 等消費税, 遊興飲食税)		<p>芸者等の花代 100% カフェー・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10%</p> <p>(非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円 1品価格 50円以下</p>	<p>芸者等の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェー・バー等 15% 上記以外の飲食 10% 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊 1,000円超 10%</p> <p>(免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下</p> <p>(基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用</p>	<p>芸者等の花代及び カフェー・バー等 15% 宿泊及び上記以外の 飲食 10%</p> <p>(免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下</p>	<p>◎ 名称を料理 飲食等消費税 に変更した</p> <p>(免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下</p>	<p>(税率) (1) 1人1回の 消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% (2) 旅館におけ る宿泊の料金 (1泊につき 2食までの料 金を含む) 10% (旅館における 基礎控除) 800円</p>

41	44	46	47	48	49
<p>(1) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 600円</p> <p>(2) (1)のうちゴルフ場所在市町村に対して 1/6交付</p>		<p>ゴルフ場所在市町村に対して 1/3交付</p>	<p>ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）に対する課税を定額課税に統一 1人1日 600円</p>	<p>(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 800円</p> <p>(2) ゴルフ場所在市町村に対して 1/2交付</p>	
<p>(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円</p> <p>飲食店 1人1回 600円</p> <p>チケット制食堂 1品 300円</p> <p>(奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)は課税標準から控除することとした</p>	<p>(税率) 1人1回の消費金額 10%</p> <p>(免税点) 旅館 1人1泊 1,600円</p> <p>飲食店等 1人1回 800円</p> <p>チケット制食堂 1品 400円</p>	<p>(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円</p> <p>飲食店等 1人1回 900円</p> <p>チケット制食堂 1品 450円</p> <p>(旅館における基礎控除) 1,000円</p>		<p>(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円</p> <p>飲食店等 1人1回 1,200円</p> <p>チケット制食堂 1品 600円</p>	<p>(旅館における基礎控除) 1,500円</p>

税目	年度	50	52	53	57	58
ゴルフ場 利用税 (娯楽施設 利用税)			(1) ゴルフ場（ゴ ルフ場に類する 施設を含む。） の税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税 (月額) 税率 ぱちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円			(1) ゴルフ場（ゴ ルフ場に類する 施設を含む。） の税率 1人1日 1,100円 (2) 外形課税 (月額) 税率 ぱちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円
特別地方 消費税 (料理飲食 等消費税)		(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1人1回 1,700円 チケット制食堂 1品 850円	(免税点) 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 1人1回 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円	(旅館における基礎 控除) 2,000円	(免税点) 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 1人1回 2,500円	(旅館における基礎 控除) 2,500円

元	3	9	12
(1) 名称がゴルフ場利用税に変更された (2) 課税対象施設がゴルフ場に限定された (3) 税率 1人1日800円 (4) ゴルフ場所在市町村に対して7/10交付			
名称が特別地方消費税に変更された(税率) 1人1回の消費金額の3% (免税点) 遊興を含むすべての利用行為について適用 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 1人1回 5,000円 (旅館における基礎控除) 廃止 (奉仕料控除) 廃止 公給領収証制度の廃止	(免税点) 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 1人1回 7,500円 チケット制食堂における免税点の廃止 (交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して1/5の範囲内で交付	(交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して1/2の範囲内で交付	平成12年4月1日から廃止

県税の税率等の推移（その3）

税目	年度	27	28	29	30	31	32	
自動車税			普通自動車 自家用 30,000円 営業用 14,000円 トラック 14,000円 バス 観光用 25,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 7,200円 営業用 4,200円 三輪車 2,800円 二輪車 1,400円 軽自動車 700円	普通自動車 自家用 120吋以下 36,000円 120吋超 60,000円 営業用 120吋以下 15,000円 120吋超 30,000円 トラック 自家用 揮発油 15,000円 その他 23,000円 営業用 揮発油 14,000円 その他 21,000円 バス 観光用 揮発油 30,000円 その他 45,000円 その他 揮発油 14,000円 その他 21,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 自家用 4,300円 営業用 3,300円 二輪車 2,500円 軽自動車 1,500円			トラック及びバスについて「揮発油を燃料とする自動車」以外の税率を「揮発油を燃料とする自動車」の標準税率まで引き下げた	
軽油引取税						(創設) 税率 1キロリットル 6,000円	税率 1キロリットル 8,000円	
その他	附加価値税の実施は昭和28年1月1日からと延期された 漁業権税が廃止された 狩猟者税の税率が改正された	附加価値税の実施は昭和29年1月1日からと延期された 狩猟者税の税率が改正された	附加価値税は廃止された	大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された				

33	34	36	37	38	39
二輪小型自動車及び軽自動車を市町村税の軽自動車税の課税客体とした		普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円 3.048メートル超 60,000円 営業用 3.048メートル以下 15,000円 3.048メートル超 30,000円 トラック バス 観光用 30,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 3,800円	小型四輪車 乗用車 自家用 1リットル以下 12,000円 1リットル超 14,000円 1.5リットル以下 16,000円 1.5リットル超 16,000円 営業用 1リットル以下 6,000円 1リットル超 7,000円 1.5リットル以下 7,000円 1.5リットル超 8,000円		
	税率 1キロリットル 10,400円	税率 1キロリットル 12,500円			税率 1キロリットル 15,000円
狩猟者税の税率が改正された				狩猟免許税と目的税である入猟税が創設され、これに伴って狩猟者税は廃止された	

税目	年度	40	41	43	44	46	47	
自動車税		普通自動車 自家用 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 営業用 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 小型自動車 四輪車 自家用 1リットル以下 18,000円 1リットル超 1.5リットル以下 21,000円 1.5リットル超 24,000円 観光貸切用バス 45,000円						バス 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円
軽油引取税								
その他			(鉱区税) 石油又は天然ガスの鉱区に係る税率が現行(試掘90円採掘180円)の2/3に引き下げられた	自動車取得税(目的税)が創設され法定外普通税としての自動車取得税が廃止された 税率 3% 免税点10万円	自動車取得税の免税点 15万円	狩猟免許税の税率が改正された 入猟税の税率が改正された		

49	51	52	53	54
	<p>普通自動車 自家用 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 営業用 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 23,500円 1リットル超1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用 1リットル以下 7,000円 1リットル超1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員の40人超50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,000円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 34,500円 三輪の小型自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円</p>			<p>普通自動車 自家用 3リットル以下 71,000円 3リットル超6リットル以下 77,000円 6リットル超 129,000円 営業用 3リットル以下 24,000円 3リットル超6リットル以下 26,000円 6リットル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 25,500円 1リットル超1.5リットル以下 30,000円 1.5リットル超 34,500円 トラック 自家用 4トン超5トン以下 22,000円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 42,500円 営業用 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円</p>
	<p>税率 1キロリットル 19,500円 (2年度間の暫定税率)</p>		<p>暫定税率が 2年度間延 長された</p>	<p>税率 1キロリットル 24,300円 (4年度間の暫定税率) 昭和54年6月1日から実施</p>
<p>自動車取得 税の税率 自家用自動 車で軽自動 車以外のもの 5% 自動車取得 税の免税点 30万円 (2年度間 の暫定措置)</p>	<p>自動車取得税の暫定措置をさらに2年度間延長</p>	<p>鉦区税 狩猟免許税 入猟税 } 税率が改正 された(現 行の2倍)</p>	<p>自動車取得 税の暫定措 置がさらに 2年度間延 長された</p>	<p>狩猟免許税の名称が狩猟者登録 税に改められた</p>

税目	年度	55	58	59	60	63
自動車税				普通自動車 自家用 3リットル以下 81,500円 3リットル超6リットル以下 88,500円 6リットル超 148,500円 営業用 3リットル以下 25,000円 3リットル超6リットル以下 27,500円 6リットル超 54,500円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 39,500円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 9,500円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 25,500円 営業用 18,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 49,000円 営業用 一般乗合用乗車定員30人超40人以下 14,500円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 38,000円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円		
軽油引取税			暫定税率が2年度間延長された		暫定税率が3年度間延長された	暫定税率が5年度間延長された
その他	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された	鉾区税，狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の1.1倍程度に改正された 自動車取得税の暫定措置がさらに2年度間延長された			自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された

元	2	5	10
<p>乗用車 自家用</p> <p>1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超2リットル以下 39,500円 2リットル超2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超3リットル以下 51,000円 3リットル超3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超4リットル以下 66,500円 4リットル超4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円</p> <p>営業用</p> <p>1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超2リットル以下 9,500円 2リットル超2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超3リットル以下 15,700円 3リットル超3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超4リットル以下 20,500円 4リットル超4.5リットル以下 23,600円 4.5リットル超6リットル以下 27,200円 6リットル超 40,700円</p> <p>普通自動車と小型自動車（三輪車を除く）との車種区分を廃止した</p>			
		<p>税率 1キロリットル 32,100円 (平成10年3月31日までの暫定税率)</p>	<p>暫定税率が5年度間延長</p>
	<p>自動車取得税の免税点 50万円 (3年度間の暫定措置)</p>	<p>自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された</p>	<p>自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された</p>

税目	年度	14			
自動車税	トラック（三輪の小型自動車を除く。）				
	営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）				
	1トン以下	6,500円	5トン超6トン以下	22,000円	
	1トン超2トン以下	9,000円	6トン超7トン以下	25,500円	
	2トン超3トン以下	12,000円	7トン超8トン以下	29,500円	
	3トン超4トン以下	15,000円	8トン超	29,500円に8トンを超える部分1	
	4トン超5トン以下	18,500円		トンまでごとに4,700円を加算した額	
	自家用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）				
	1トン以下	8,000円	5トン超6トン以下	30,000円	
	1トン超2トン以下	11,500円	6トン超7トン以下	35,000円	
	2トン超3トン以下	16,000円	7トン超8トン以下	40,500円	
	3トン超4トン以下	20,500円	8トン超	40,500円に8トンを超える部分1	
	4トン超5トン以下	25,500円		トンまでごとに6,300円を加算した額	
	けん引自動車				
	営業用		自家用		
	小型自動車	7,500円	小型自動車	10,200円	
	普通自動車	15,100円	普通自動車	20,600円	
	被けん引自動車				
	営業用				
	小型自動車		3,900円		
	普通自動車で8トン以下のもの		7,500円		
	普通自動車で8トン超のもの		7,500円に8トンを超える部分1		
			トンまでごとに3,800円		
		を加算した額			
自家用					
小型自動車		5,300円			
普通自動車で8トン以下のもの		10,200円			
普通自動車で8トン超のもの		10,200円に8トンを超える部分1			
		トンまでごとに5,100円			
		を加算した額			
※トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は上記税額に次の区分に応じた額を加算した額					
営業用		自家用			
1リットル以下	3,700円	1リットル以下	5,200円		
1リットル超1.5リットル以下	4,700円	1リットル超1.5リットル以下	6,300円		
1.5リットル超	6,300円	1.5リットル超	8,000円		
バス（三輪の小型自動車を除く。）					
営業用		自家用			
一般乗合用		一般乗合用以外			
30人以下	12,000円	30人以下	26,500円	30人以下	33,000円
30人超40人以下	14,500円	30人超40人以下	32,000円	30人超40人以下	41,000円
40人超50人以下	17,500円	40人超50人以下	38,000円	40人超50人以下	49,000円
50人超60人以下	20,000円	50人超60人以下	44,000円	50人超60人以下	57,000円
60人超70人以下	22,500円	60人超70人以下	50,500円	60人超70人以下	65,500円
70人超80人以下	25,500円	70人超80人以下	57,000円	70人超80人以下	74,000円
80人超	29,000円	80人超	64,000円	80人超	83,000円
軽油引取税					
その他	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、甲種狩猟免許が網・わな猟免許に、乙種狩猟免許が第一種銃猟免許に、丙種狩猟免許が第二種銃猟免許に改正された(平成15年4月16日施行)				

15	16	18	19	20
		制限税率が引き上げられた。 (標準税率の1.5倍)		
暫定税率が5年度間延長された				暫定税率が10年度間延長された
自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された	<p>目的税である狩猟税が創設され、これに伴って狩猟者登録税と入猟税は廃止された</p> <p>1. 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円</p> <p>2. 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など</p>		<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分割されたことに伴って、狩猟税の税率が改正された</p> <p>1. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円</p> <p>2. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 都道府県民税の所得割の納付を要する者 8,200円 都道府県民税の所得割の納付を要しない者 5,500円</p> <p>3. 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など</p>	<p>対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が平成20年4月1日から平成25年3月31日までに行われた場合においては、狩猟税の税率を2分の1とする特例措置を講じた</p> <p>自動車取得税の暫定措置がさらに10年間延長された</p>

税目	年度	21	22	25	26	27
自動車税						
軽油引取税	目的税から普通税に改められた	10年間の暫定税率が廃止され、当分の間現行の税率水準を維持するとされた 1キロリットル 32,100円				
その他	自動車取得税が目的税から普通税に改められた	自動車取得税の10年間の暫定措置が廃止され、当分の間現行の税率水準を維持するとされた 自家用自動車で軽自動車以外のもの 5%	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の税率の特例措置が3年度延長された	自動車取得税の税率が以下のとおり引き下げられた。 自家用自動車（軽自動車を除く） 3% 営業用自動車・軽自動車 2%	平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間における狩猟者の登録に係る狩猟税について、以下の減免措置が講じられた。 1 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 非課税 2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 非課税 3 狩猟者の登録をする日前1年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止等の目的で鳥獣保護法第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録 税率2分の1	

自動車税環境性能割の導入

平成31年10月1日以後に取得された自動車に対して、環境性能に応じて課税。

〔平成28年度税制改正により、消費税率10%引上げ時である平成29年4月1日に導入することとされていたが、消費税率10%への引上げ時期の変更にあわせて、導入時期が平成31年10月1日に変更された。〕

※ 非課税及び税率に関する規定の適用を受ける自動車税の範囲については、平成31年度税制改正において、自動車等に係る環境への負荷の低減に関する技術開発の動向や地方財政への影響等を勘案して見直しを行うこととされている。

自動車税環境性能割の導入に伴い、平成31年10月1日以後、従来の自動車税を自動車税種別割に名称変更。

平成31年10月1日に自動車取得税を廃止。

平成30年12月印刷
平成30年12月発行

平成 29 年度
徳 島 県 税 務 統 計 書

発 行 徳島県経営戦略部税務課
徳島市万代町1丁目1番地
TEL (088) 621-2075 (直通)

印 刷 (有) 大 気 堂